



東陸旅第2127号の2
平成13年12月27日

社団法人東京都個人タクシー協会
会長 本間 嗣治 殿

関東運輸局東京陸運支局長
向 良



一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る）
の事業計画の変更に関する審査基準の制定について

標記について、平成13年12月27日付けで別添のとおり公示したので了知
されるとともに、傘下事業者に対し周知徹底を図られたい。

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の
事業計画の変更に関する審査基準について

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシー事業に限る。）の事業計画の変
更に関する審査基準について、下記のとおり定めたので公示する。

平成13年12月27日

関東運輸局 東京陸運支局長
向 良 一

記

平成13年12月27日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシ
ー事業に限る。）の許可及び譲渡譲受認可申請事案の審査基準について」I. 1. 6. 7.
及び8. (1)から(6)までの規定を準用する。

附 則

1. 本公示は、平成14年2月1日以降に受付ける申請について適用する。
2. 平成9年5月15日付け「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タク
シー事業に限る。）の事業計画の変更に関する審査基準について」は、平成14年
1月31日限り廃止する。ただし、平成14年1月31日以前に受け付けた申請
については、なお従前の取扱いによる。